

## ■市町村長及び市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区

選挙区		議員の数	
		長側	職員側
第1区	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、桶川市、北本市、伊奈町	3人	3人
第2区	川越市、所沢市、東松山市、狭山市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町	3人	3人
第3区	熊谷市、行田市、本庄市、深谷市、美里町、寄居町	1人	1人
第4区	加須市、春日部市、羽生市、越谷市、八潮市、久喜市、蓮田市、白岡市、幸手市、吉川市、三郷市、宮代町、杉戸町、松伏町	2人	2人
第5区	秩父市、飯能市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、鳩山町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町、上里町	1人	1人

(注) 一部事務組合については、それぞれ当該一部事務組合の主たる事務所の所在地である市町村の選挙区に属します。